

ビジネス moperaGPS ロケーションご利用規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます。)が提供するビジネス mopera GPS ロケーションは、ドコモが別途定める専用回線等接続サービス契約約款(以下「専用回線等接続約款」といいます。)のほか、このビジネス mopera GPS ロケーションご利用規約(以下「本規約」といい、以下専用回線等接続約款と併せ「本規約等」といいます。)に従って提供されます。

(用語の定義)

第2条 本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

- (1) 「ビジネス mopera GPS ロケーション」
専用回線等接続約款に定めるビジネス mopera サービスのうち第7種接続装置(ビジネス mopera GPS ロケーション)に係るもので、サービス契約者が行うセキュリティや動態管理・勤怠管理等のサービスに利用することができる位置情報を提供するサービス。なお、詳細はサービスガイドブックに定めるものとします。
- (2) 「サービス契約」
ドコモからビジネス mopera GPS ロケーションの提供を受けるための契約
- (3) 「サービス契約者」
ドコモとサービス契約を締結している者
- (4) 「アプリケーション」
サービス契約者がビジネス mopera GPS ロケーションを用いて提供する位置情報関連サービス
- (5) 「アプリケーション利用者」
サービス契約者からアプリケーションの提供を受ける者
- (6) 「システム」
サービス契約者がビジネス mopera GPS ロケーションを用いてアプリケーションを提供するために設置する電気通信設備等
- (7) 「ビジネス mopera GPS ロケーションセンタ」
ビジネス mopera GPS ロケーションを提供するためにドコモが設置する電気通信設備等
- (8) 「GPS」
米国国防総省が開発・運用しているシステムで、地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置(緯度、経度等)を知ることができるシステム
- (9) 「位置情報」
GPS機能で測位した端末機器の所在に係る緯度・経度情報及び端末機器の所在にかかる基地局情報等
- (10) 「位置情報検索」
ビジネス mopera GPS ロケーションセンタにおけるドコモが別に定める測位方式に基づく位置情報の算出
- (11) 「iモード」
ドコモが、FOMAサービス契約約款その他の契約約款における付加機能として提供する電気通信サービスのうちのiモード機能を提供するサービス
- (12) 「端末機器」
位置情報検索のために必要な情報をビジネス mopera GPS ロケーションセンタに送出することが可能な、GPS機能を搭載したドコモブランドの iモード対応 FOMA 端末及びドコモが提供する位置情報専用端末
- (13) 「端末機器所持者等」
端末機器を所持し、位置情報検索の対象となる者
- (14) 「GPS サービスパスワード」
サービス契約者がビジネス mopera GPS ロケーションセンタに接続するためのパスワード
- (15) 「検索用パスワード」
サービス契約者又はアプリケーション利用者が端末機器の位置情報検索を行うためのパスワード
- (16) 「RequesterID」
アプリケーションを利用して位置情報の検索要求を行っている主体(検索者)を示す識

別子

- (17) 「サービス利用設定」
 端末機器所持者等がサービス契約者又はアプリケーション利用者から行われる位置情報検索について「許可」、「拒否」又は「毎回確認(位置情報の検索要求毎の選択)」の選択をする設定及び検索用パスワードの設定等を端末機器から行うために用意された機能
- (18) 「ビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定」
 電子証明書の提供条件等についての詳細を示したもの
- (19) 「電子証明書」
 ドコモの電気通信設備に接続して受信する情報であって、ビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定に基づき電子的認証を行うために利用するもの
- (20) 「サービスガイドブック」
 ビジネス mopera GPS ロケーションの提供条件等についての詳細を示したもの
- (21) 「Le インターフェース仕様書」
 サービス契約者に提供する、ドコモと接続するための技術情報が記載されている資料で主にプロトコルについて記述されているもの
- (22) 「アプリケーション開発ガイドライン」
 サービス契約者に提供する、ドコモと接続するための技術情報が記載されている資料で主にドコモ装置について記述されているもの
- (23) 「消費税相当額」
 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(規約等の変更)

第3条 ドコモは、本規約又はサービスガイドブックの内容を変更することがあります。この場合は、ビジネス moperaGPS ロケーションの提供条件等は、専用回線等接続約款のほか、変更後の本規約又はサービスガイドブックが適用されます。

- 2. ドコモは、前項の変更を行う場合は、30 日の予告期間において、変更後の本規約又はサービスガイドブックの内容をドコモが適当と判断する方法でサービス契約者に通知するものとします。

第2章 ビジネス moperaGPS ロケーション

(契約の申込)

第4条 サービス契約を申込される場合は、本規約にご承諾いただいた上で、ドコモ所定のサービス契約申込書(以下「契約申込書」といいます。)及びサービスガイドブックに定める書類をドコモに提出していただきます。

(ビジネス mopera GPS ロケーションの提供条件)

第5条 ビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが可能な地域、端末機器の種類等、ビジネス mopera GPS ロケーションの提供条件についてはサービスガイドブック及び専用回線等接続約款に定めるところによります。

(契約申込の承諾)

第6条 サービス契約は、サービス契約の申込についてドコモが必要な手続きを経た上、承諾した場合に成立するものとします。

2. ドコモは、申込を受けたサービス契約の締結について技術上又は業務の遂行上支障があるとき、その他ビジネス mopera 契約の申込みを承諾しないことがある場合として専用回線等接続約款に定める事由があると判断したときには、サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

(サービス利用設定)

第7条 サービス利用設定におけるアプリケーションの名称一覧(以下「名称一覧」といいます。)に自己のアプリケーション名を掲載することを希望するサービス契約者は、当該アプリケーション名について以下の各号に定める事項に該当しないことを保証した上でドコモに申し込むものとします。ドコモは、申込を受けたアプリケーション名又は当該アプリケーション名から推測されるアプリケーションの内容が以下の各号のいずれかに該当するものと判断した場合は、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害すること、又は不正競争防止法に違反すること
- (2) 第三者の名誉を毀損し、若しくはプライバシーを侵害すること、又はその恐れがあること
- (3) 犯罪を構成し、又は犯罪を助長する恐れがあること
- (4) 公序良俗に反すること
- (5) 虚偽、誇大な表現等により端末機器所持者等に誤解を与える、又はその恐れがあること
- (6) ドコモが提供するサービスであるかのような誤解を招く表現であること
- (7) 法令等に違反すること
2. アプリケーション名又はアプリケーションの内容が第三者の権利を侵害したとしてドコモと第三者との間で紛争が生じたときは、サービス契約者は自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
3. 前項において、ドコモが第三者との紛争により損害を被ったときは、サービス契約者はその一切の損害及び費用(弁護士報酬を含みます。)を賠償するものとします。
4. ドコモは、サービス利用設定掲載後においても、アプリケーション名又は当該アプリケーション名から推測されるアプリケーションの内容が第1項各号のいずれかに該当するものと判断した場合又は第2項に該当する場合は、名称一覧に当該アプリケーション名を掲載しないことができるものとします。

(変更の届出)

第8条 サービス契約者は、氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があったときは、専用回線等接続約款の定めに基づき、すみやかにドコモに届出するものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないとき(ドコモが変更内容を確認していない場合を含みます。)は、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモに届出を受けている氏名、商号、住所、メールアドレス等への通知をもって通知したものとみなします。

2. 前項の届出があったときは、ドコモは、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(ドコモが行うサービス契約者への通知)

第9条 ドコモは、本規約で別に定める場合を除き、サービス契約者に対して行う各種通知を、サービス契約者があらかじめドコモに届け出た連絡先に電子メール(以下「通知メール」といいます。)その他ドコモ

所定の方法により通知するものとします。

2. 前項に基づき通知された通知メールは、ドコモの送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
3. ドコモから通知された通知メールが文字化け等により読み出し不能な場合には、サービス契約者は直ちにドコモに連絡するものとします。

(システムの接続)

- 第10条 サービス契約者は、自己の責任と費用において、ビジネス mopera GPS ロケーションを利用するために必要なシステムを Le インターフェース仕様書、アプリケーション開発ガイドラインに対応するよう構築するものとし、サービスガイドブックその他ドコモの定める条件(以下「接続条件」といいます。)に基づき、専用回線等によりビジネス mopera GPS ロケーションセンタに接続するものとします。
2. ドコモは、サービス契約者に対し 30 日の予告期間において、ドコモが適当と判断する方法で通知のうえ接続条件を変更することができ、サービス契約者はこれに従うものとします。
 3. サービス契約者は、ドコモからビジネス mopera GPS ロケーションセンタへの接続に必要な情報及び資料の提供を求められたときは、直ちにこれに応ずるものとします。

(動作確認)

- 第11条 サービス契約者は、システム、アプリケーション及び端末機器がビジネス mopera GPS ロケーションの利用に際し正常に機能するために、自己の責任及び費用においてサービスガイドブックその他ドコモが定める条件(以下「サービス提供条件」といいます。)を満たすものとします。

(位置情報の管理)

- 第12条 サービス契約者は、ビジネス mopera GPS ロケーションの提供を受けることにより知り得た端末機器所持者等の位置情報その他端末機器所持者等に係る情報を、端末機器所持者等の許諾なしに、アプリケーション提供以外の目的で使用せず、又は第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. サービス契約者は、アプリケーションの提供において、ドコモから端末機器に関する位置情報の提供を受けるにあたっては、ドコモがサービス契約者(アプリケーション利用者その他サービス契約者を通じて端末機器所持者等の位置情報の提供を受ける者を含みます。)に対し端末機器所持者等の位置情報を提供することについて、サービス契約者の責任において端末機器所持者等の事前の同意を得ていることをドコモに対して保証するとともに、ドコモから要求されたときは、当該同意を証する書面をドコモに提供するものとします。
 3. 前項の端末機器所持者等の同意はいつでも撤回できるものとしなければならないが、サービス契約者は端末機器所持者等から同意の撤回がなされたときは、当該端末機器所持者等の位置情報を利用したアプリケーションの提供をしてはならないものとします。
 4. サービス契約者は、端末機器所持者等に対してアプリケーションの位置情報に関する機能について十分な周知・注意喚起を行うほか、端末機器所持者等からの位置情報の取得の際の経緯に沿った同意の取得方法や取得した位置情報の取扱いに配慮するなど、端末機器所持者等のプライバシー等の権利又は利益を保護するために必要な措置を講じなければならないものとします。
 5. サービス契約者は、アプリケーションの提供にあたり、次の各号に定める事項を含むアプリケーションの利用条件を定めた規則等(以下「規則等」という)を定め、端末機器所持者等に必ず提示するものとします。また、規則等を変更するときも同様とします。
 - (1) アプリケーションに関する問い合わせ、苦情等はサービス契約者において受け付け、解決すること
 - (2) アプリケーションに関し、ドコモは何らの義務を負わないものとし、一切の責任を負わないこと

(電子証明書の利用)

- 第13条 サービス契約者は、ビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定に定める方法に基づき、ドコモより電子証明書の発行を受けるものとします。
2. 電子証明書の利用に関するサービス提供者の義務は、ビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定に定めるものとします。

(RequesterID 及びその他のパスワード等の発行及び管理)

- 第14条 ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションの提供に必要な GPS サービスパスワードを、サービスガイドブックの定めに基づき、サービス契約者に対して付与するものとします。

2. サービス契約者は、ドコモより付与された GPS サービスパスワード及び端末機器所持者等から取得した検索用パスワード(以下、総称して「パスワード等」といいます。)を第三者に公開、あるいは漏洩することのないよう自らの費用と責任において厳重に管理し、パスワード等の不正使用により、ドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じなければならないものとします。
3. サービス契約者は、RequesterID の提供について、サービスガイドブックに定める提供方法を遵守するものとし、当該方法に従わずに提供したことに起因して生じるドコモ又は第三者の全ての損害について責任を負うものとします。
4. サービス契約者は、RequesterID の不正使用を防止するため、RequesterID 所持者の本人確認等必要な措置を講じるものとします。
5. サービス契約者は、パスワード等及び RequesterID の不正使用に起因して生じるドコモ又は端末機器所持者等その他第三者の全ての損害について責任を負うものとします。
6. サービス契約者は、パスワード等及び RequesterID が第三者によって不正に使用されたと判断したときは、ただちにドコモにその旨を連絡するものとします。

(広告方法・内容等)

第15条 サービス契約者は、アプリケーションの広告宣伝を行うとき、法令等を遵守するほか、以下の各号の規定を遵守するものとします。

- (1) 虚偽、誇大な表現等によりアプリケーション利用者等に誤解を与えないこと
- (2) アプリケーションの利用料金、提供者名、利用条件その他のドコモが指定する事項をはっきりと読み取れる文字で記載すること
- (3) アプリケーションをドコモが提供するサービスであるかのような誤解を招く表現を使用しないこと

(苦情対応)

第16条 サービス契約者は、アプリケーションに関する苦情、問い合わせ等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。

2. ドコモがアプリケーション利用者、端末機器所持者等その他の第三者からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたときには、ドコモは、サービス契約者にその旨を通知するものとし、サービス契約者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. サービス契約者は、ドコモがアプリケーション利用者、端末機器所持者等その他の第三者からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたときは、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対してサービス契約者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第17条 サービス契約者は、ドコモの書面による承諾なく、本規約等に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(契約上の地位の承継)

第18条 サービス契約者の合併、営業譲渡又は会社分割等によりサービス契約者の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、ドコモに対し、速やかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届出るものとします。

(ドコモが行うサービス契約の解除)

第19条 ドコモは、サービス契約者が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第21条の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてサービス契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にこれらが是正されない場合、当該期間の経過をもって当然にサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの通知又は催告を要せず、ただちにサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約等の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難

であるとき

- (2) 本規約等の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後サービス契約者において違反を是正してもなおビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが困難であるとき
- (3) 正当な理由なく本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- (4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき
- (5) ドコモ又は端末機器所持者等その他の第三者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (6) その他、ビジネス mopera GPS ロケーションの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき

第3章 利用中止及び利用停止等

(利用中止)

第20条 ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、次の場合にはビジネス mopera GPS ロケーションの全部又は一部の利用を中止することがあります。

- (1) ドコモのビジネス mopera GPS ロケーションセンタ、ネットワーク等の保守上又は工用上やむを得ないとき
 - (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるとき
 - (3) ドコモにビジネス mopera GPS ロケーションセンタの故障、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (4) ドコモが電子証明書の発行、認証を行えない事由が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき
 - (5) ドコモがビジネス mopera GPS ロケーションの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づきビジネス mopera GPS ロケーションが利用中止したことによりサービス契約者又は第三者に生じた損害について、専用回線等接続サービス契約約款の定めにしたがって責任を負うものとします。

(利用停止)

第21条 ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、サービス契約者が次のいずれかに該当する場合はビジネス mopera GPS ロケーションの利用を停止することがあります。

- (1) サービス契約者が第10条所定の接続条件又は第11条所定のサービス提供条件を満たしていないことが判明したとき
 - (2) アプリケーション名が第7条に定める事項に反していることが判明し、ドコモからの変更要求に応じない場合
 - (3) サービス契約者が第12条第2項に定める端末機器所持者等からの同意を得ていないことが判明したとき、その他端末機器所持者等のプライバシー等の権利若しくは利益が侵害されている又はそのおそれがあるとドコモが判断したとき
 - (4) サービス契約者がアプリケーションを直接又は間接に利用する者に対し重大な支障を与える態様においてビジネス mopera GPS ロケーションを利用したとき
 - (5) 第14条に定めるパスワード等及び RequesterID の不正使用によりドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に損害が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき
 - (6) 支払期日を経過してもなお第23条に定めるサービス利用料を支払わない場合
 - (7) その他本規約等又はビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定の定め違反した場合
 - (8) ドコモの業務遂行上支障があるとドコモが認めた場合
2. ドコモは、第1項の規定にかかわらず、サービス契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
3. ドコモは、前項に基づきビジネス mopera GPS ロケーションが利用停止されたことによりサービス契約者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第1項の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をサービス契約者に通知します。

(サービスの廃止)

第22条 ドコモは、都合により、ビジネス mopera GPS ロケーションの全部又は一部を廃止することがあります。

2. ドコモは、前項の規定により、ビジネス mopera GPS ロケーション全部又は一部を廃止するときは、サービス契約者に対し廃止する30日前までに書面によりその旨を通知します。

第4章 料金

(利用料金)

第23条 ドコモが提供するビジネス mopera GPS ロケーションに関する料金(以下「サービス利用料」といいます。)、計算方法及び支払方法等ビジネス mopera GPS ロケーションの利用料金に関わる事項は、サービスガイドブック及び専用回線等接続約款に記載のとおりとします。

(延滞利息)

第24条 サービス契約者は、サービス利用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてドコモが指定する方法により支払っていただく場合があります。但し、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(端数処理)

第25条 ドコモは、サービス利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第5章 雑則

(秘密保持)

第26条 サービス契約者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、ドコモから秘密である旨を明記された文書、図面、電磁的記録媒体等、有形な媒体により開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データ等のドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)をアプリケーション提供以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、書面以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、ドコモよりサービス契約者に対し秘密である旨を伝達し、かつ、開示後30日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記してサービス契約者に提供することにより、秘密情報とみなされるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、開示を受けたサービス契約者が次の事項に該当すると立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. サービス契約者は、自己の役職員に対して、又はドコモの事前の書面による承諾を得て第三者に対して秘密情報を使用させる場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員(退職又は退任後も含みます。)又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

(秘密情報の保管及び複製等の禁止)

第27条 サービス契約者は、秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体(電子的に記録されたものを含みます。)及びそれらの複製物(以下「秘密書類」といいます。)を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. サービス契約者は、事前にドコモの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできません。
3. サービス契約者は、サービス契約が終了し又は解除されたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

(商標等の使用許諾)

第28条 サービス契約者は、ドコモの事前の書面による承諾を得、かつドコモが別途定めた商標等の使用規約の内容を遵守した上で、ドコモの指定する商標、ロゴマーク等(以下「商標等」といいます。)を使用することができるものとします。

2. ドコモがサービス契約者による商標等の使用が不相当であると判断した場合は、サービス契約者は、商標等の使用を中止しなければならないものとします。

(非保証事項)

第29条 ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションによって提供する情報の正確性、完全性、有用性を保証しないものとし、ドコモに故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、ビジネス mopera GPS ロケーションの当該事項に関してサービス契約者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

2. ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションを利用して受信し、送信し、又は蓄積する情報が消失し、又は毀損しないことについて、保証しないものとします。
3. ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションの利用中止又は利用停止の場合の他、次の事項に該当する場合等は、端末機器の位置情報をサービス契約者に提供できないことがあります。
 - (1) 端末機器所持者等がサービス利用設定から位置情報検索について「拒否」の設定をしているとき、「許可」又は「毎回確認」の設定で検索時に拒否したとき
 - (2) 端末機器が故障等により正常に動作しないとき、又は圏外若しくは電源が入っていない状態のとき

- (3) 位置情報検索時に端末機器が音声・パケット等の発信中又は着信中の場合
- (4) その他端末機器、システム等の状態により、位置情報検索ができない状況にあるとき

(サービス契約終了時等の措置)

第30条 ドコモとサービス契約者との間のサービス契約が解除等により終了した場合又は第21条に基づく利用停止がなされた場合でも、サービス契約者は、終了又は停止の前にビジネス mopera GPS ロケーションの利

用により生じたサービス利用料についてドコモに支払うものとします。

2. ドコモとサービス契約者との間のサービス契約が解除等により終了した場合、第20条に基づく利用中止の場合又は第21条に基づく利用停止の場合、サービス契約者は、自己の費用と責任によりアプリケーション利用者に対してビジネス mopera GPS ロケーションが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモとサービス契約者との間のサービス契約者が期間満了、解除等により終了した場合でも、第12条、第14条第3項及び第5項、第16条、第17条、第26条、第27条、第29条及び第30条乃至第33条の規定は効力を有するものとします。

(損害賠償)

第31条 サービス契約者は、本規約の違反、その他ビジネス mopera GPS ロケーションの利用に関連してドコモ、アプリケーション利用者又は端末機器所持者等その他第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ、アプリケーション利用者又は端末機器所持者等その他第三者に対し、法の定めに従い、損害を賠償するものとします。

(準拠法)

第32条 本規約に基づくサービス契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第33条 サービス契約者及びドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションに関する一切の紛争については、ドコモの本社所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

本規約は平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

(平成 26 年 7 月 25 日改定)

平成 26 年 8 月 25 日上記改定実施